平成２８年（フ）第７０号
静岡県沼津市大岡833番地の２
債務者　長田　眞光
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
愛知県豊田市京町１丁目106番地１　ＥＡＳＴ　ＲＯＹＡＬ　ＳＡＩＴＯ　601号
債務者　黒地　弘美
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３号
京都府亀岡市篠町柏原久保垣内３番地19、前住所京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台２丁目24番４号
債務者　北野　雅子（旧姓須田）
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
北海道滝川市西町３丁目７番60号　ロイヤルハイツ
債務者　北川　　斎
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
北海道空知郡上砂川町字鶉28番地19（下鶉南３条２丁目２番２号）
債務者　菅原　和美
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
盛岡市厨川２丁目25番５―506号
債務者　髙橋　美一
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３６１号
岩手県滝沢市巣子197番地１　コーポ巣子２号
債務者　日戸　一樹
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３６２号
岩手県滝沢市巣子197番地１　コーポ巣子２号
債務者　日戸　瑠以
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３８９号
盛岡市みたけ３丁目37番38号、申立時の住所盛岡市安倍館町１番15号　カナリヤＡ棟、前住所　岩手県滝沢市牧野林303番地50　コスモスＢ棟201号
債務者　澤口由紀江
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３９３号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第５地割57番地２、旧住所千葉市中央区問屋町５番30号　プレシス千葉みなと1102号
債務者　類家　康哲（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５０号
盛岡市永井20地割33番地12
債務者　佐々木育子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５３号
香川県高松市鹿角町171番地８　レオパレスＭ―109
債務者　荒木　淳一
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１号
長崎県五島市松山町40番地１、住民票上の前住所長崎県五島市松山町37番地
債務者　吉次　淑子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第２９号
岐阜県各務原市蘇原柿沢町１丁目48番地２
債務者　河田　　茂
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５０１９号
大阪府八尾市東本町１丁目７番12―406号
債務者　小笠原　勉
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５０４５号
大阪府枚方市長尾家具町４丁目10番地の17
債務者　マツヤマハウジングこと　松山多恵子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２２９号
大阪市平野区加美北３丁目７番19号　ツールシャトー光306号、前住所大阪市平野区加美北３丁目７番19号　ツールシャトウ光403号
債務者　村田友次郎
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部